



各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都中央区日本橋一丁目5番3号

日本橋西川ビル

エルシーピー投資法人

代表者名

執行役員 宮崎俊司

(コード番号:8980)

投資信託委託業者名

東京都中央区日本橋一丁目5番3号

エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社

代表者名

代表取締役社長 宮 崎 俊 司

問合せ先

エルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社 取締役財務部長 久 保 裕 司

TEL. 03-3272-7311

役員会の開催に関する業務改善命令について

エルシーピー投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日、関東財務局長より、投資信託及び投資法人に関する法律第214条第1項に基づく業務改善命令を受けました。本件に関しまして、投資家の皆様をはじめ、関係各方面の皆様に、多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを、深くお詫び申し上げます。

行政処分の内容等は、下記の通り本投資法人の役員会の開催に関する不備でございます。かかる 不備はいずれも本投資法人投資証券の東京証券取引所上場前に開催された役員会にかかるもので あり、上場後の本投資法人役員会の開催状況に不備はないものと認識しておりますが、本投資法人 といたしましては、今回の業務改善命令を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、このような不 祥事の再発防止および法令遵守態勢のさらなる充実・強化を図るため、下記の改善事項に取り組ん でまいる所存でございます。

記

1. 業務改善命令の内容

役員会の開催にかかる法令違反行為が発生したことに鑑み、以下の措置をとり、その状況を平成 18年11月20日(月)までに書面で東京財務事務所に報告すること。

- (1) 法令遵守態勢の充実・強化を図ること。
- (2) 再発防止策を策定し実施するとともに、責任の所在の明確化を図ること。

2. 処分の理由

本投資法人の役員会について、平成17年9月から平成18年6月までの間に開催したとする12回のうち6回については、役員会構成員である執行役員及び監督役員3名の招集事実がなく、役員会構成員が、本投資法人の資産の運用を受託するエルシーピー・リート・アドバイザーズ株式会社

LCP Investment Corporation

から、事前若しくは事後に議事録の送付又は説明を受け、後日、役員会構成員が参集した上で決議 したかのように記載された議事録に捺印するという、いわゆる持ち廻り方式により得られた承認を もって、役員会に付議すべき行為を行っていた。

また、その他 2 回の役員会については、議事録において、一部役員が欠席していたにもかかわらず、全員出席していた旨の不実記載が認められる。

本投資法人が行っていた持ち廻り方式による役員会は、いずれも平成 17 年法律第 87 号による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(以下「法」という。)第 108 条において準用する商法第 260 条 1 2 第 1 項に違反するものと認められる。

その結果、上記違反により決議要件を充足していないため、本投資法人が行った行為のうち、投資主総会を招集した行為については法第97条第2項第2号に、一般事務を委託する契約を締結した行為については法第97条第2項第3号に、資産運用委託契約及び資産保管委託契約を締結した行為については法第97条第2項第7号に、執行役員及び監督役員の報酬の決定については法第98条(第104条において準用する場合を含む。)に、投資口の追加発行を行った行為については法第120条第1項に、それぞれ違反するというもの。

また、役員会議事録の不実記載については、法第 108 条において準用する商法第 260 条ノ 4 第 2 項に違反するというもの。

3. 役員会開催の不備にかかる経緯等

今般の処分の対象となった役員会は、いずれも本投資法人の上場前に開催されたものでありますが、かかる役員会の開催不備が生じた経緯は、以下の通りであると認識しております。

- (1) 執行役員及び監督役員の個別の承認を得ていた場合であっても、最終的な意思決定は、合議体としての役員会として行わなければならないという法律の要求に対する認識が不十分であったこと。
- (2) 役員会を法定の決議事項以外の事項も含めて多数回にわたりかつ場合により緊急に開催する必要があったにもかかわらず、平成17年9月中旬から11月下旬に亘る前執行役員の長期入院並びに投資法人の執行役員の交代に必要となる監督官庁からの兼職承認の認可及び投資主総会の開催に時間を要したなどの事情もあり、執行役員及び監督役員全員のスケジュールの都合を合わせて合議体を開催することが実務上困難な場合があったこと。
- (3) 事前に議案の内容につき個別に説明し、各別に承認が得られたことにより、実質的な審議は終了しており、さらに合議体としての役員会を開催する必要はないと誤信したケースが多かったこと。

なお、今般の処分の理由の一つとなっております投資口の追加発行に関する役員会決議については、その後市場環境等を勘案して当該追加発行を中止しております。したがいまして、本投資法人が実際に発行した投資口の発行手続きに不備があるものではありません。また、その他の持ち回り役員会の決議事項につきましては、平成18年6月16日に役員会を開催し、既に全ての決議事項について追認の決議を行っております。

4. 今後の対応

本投資法人は、その上場後においては本投資法人と同様の役員会開催不備を理由とする他の投資 法人に対する行政処分が公表されたこともあり、役員会の開催不備が生ずることのないよう留意し ており、したがって、上場後の役員会開催につき不備はないものと認識しておりますが、今般の改 善命令を極めて重く受け止め、このような不祥事の再発防止および法令遵守態勢のさらなる充実・ 強化を図るため、指摘を受けた改善事項について、今後、次のような観点から対応方針、具体的実 施策を策定し、1ヶ月以内に業務改善計画を提出致します。

(1) 再発防止策の実施

役員会の開催につき、事前にスケジュール化を行うことに加え、毎月の定例日に設定することなどにより、執行役員および監督役員の出席の確保を図り、また、臨時に開催する必要のある役員会については、適法・適式な電話会議等による開催を含め機動的な役員会の開催のための条件を整備し、適式な役員会の開催を行ってまいります。

また、役員会招集業務、議事録作成業務等にかかる機関運営事務受託者の業務範囲を明文化し明確に定め、これに沿った業務を適切に行うこととします。

LCP Investment Corporation

(2) 法令遵守態勢の強化

改めて全役員の法令遵守意識の徹底を図るとともに、弁護士による開催の確認・必要な手続きの履践のモニタリング・議事録の確認等の監視機能の導入を含め、法令遵守態勢の充実・強化を検討・実施してまいります。

(3) 責任の所在の明確化

役員全員が今回の法令違反の責任を充分認識するとともに、本件に関する責任の所在を明確 化するため、厳正な対応を致します。

本投資法人では以上の取り組みを含め、全力で投資主の皆様をはじめとする関係者の信頼回復に努めてまいります。

なお、今回処分の責任を明確化するため、本投資法人執行役員宮崎俊司はその職を辞すことといたします。また、後任の執行役員の選定は投資主総会承認事項の為、辞任の時期、後任候補の選定、投資主総会開催時期など決定次第改めて公表致します。

以上

- * 本資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページ: http://www.lcp-reit.co.jp